

亀山市告示第60号

亀山市妊婦歯科健康診査事業実施要綱を次のとおり定める。

令和2年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市妊婦歯科健康診査事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、妊婦自身の健康管理と生まれてくる子の口腔衛生の向上を図るため、母子歯科健康診査および保健指導に関する実施要領（平成9年3月31日付け児発第231号・健政発第301号厚生省児童家庭局長・厚生省健康政策局長通知）に基づき市が妊婦に対して行う歯科健康診査（以下「妊婦歯科健診」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、母子健康手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の母子健康手帳をいう。）の交付を受けた妊婦で、妊婦歯科健診の受診日において市内に住所を有するものとする。ただし、市以外の地方公共団体その他の公共団体において、この事業に相当する事業により妊婦歯科健診に相当する健康診査を受診している者については、対象としない。

(妊婦歯科健診の内容)

第3条 妊婦歯科健診の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 口腔内診査
- (3) 前号の判定に基づく歯科保健指導

(実施医療機関)

第4条 妊婦歯科健診を実施する医療機関は、一般社団法人亀山歯科医師会の会員のうち、市長があらかじめ指定した医療機関（以

下「実施医療機関」という。)とする。

(健診票の交付等)

第5条 市長は、母子健康手帳の交付の際に亀山市妊婦歯科健康診査票(以下「健診票」という。)を対象者に交付するものとする。ただし、他の市町村において母子健康手帳の交付を受けた後に市に転入した対象者については、転入の際に健診票を交付するものとする。

2 市長は、前項のただし書の規定により健診票を交付する場合は、市以外の地方公共団体その他の団体において、この事業に相当する事業により妊婦歯科健診に相当する健康診査を受診していないことを確認した上で健診票を交付するものとする。

(受診方法等)

第6条 妊婦歯科健診を受診する者は、実施医療機関に健診票及び母子健康手帳を提出するものとする。

2 妊婦歯科健診の受診回数は、1の妊娠期間につき1回を限度とする。

3 妊婦歯科健診の結果は、実施医療機関が健診票及び母子健康手帳に記録する。

(費用の負担)

第7条 この事業に要する費用は、市の負担とする。

(事業の委託)

第8条 市長は、この事業の一部を実施医療機関に委託することができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に母子健康手帳の交付を受けた妊婦が受診する妊婦歯科健診について適用する。